「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」改正案に対する意見募集結果(考え方)について

	1		
連番	改正案	提出されたご意見	県警察の考え方
1	欠格事由の追加 ※項目番号(1)	排除しようとする「悪質事業者」の「悪質」とは何か。	条例の目的規定に照らして、遵法営業を期待することが困難な不適格者を排除する目的で設けられたのが欠格事由です。 排除しようとする不適格者とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者などが代表者又は役員を務めている事業者や、暴力団員等の支配により海域レジャー事業を営んでいる者などをいい、そのほか、遵法精神の希薄な者(拘禁刑以上の刑に処せられる等して刑の執行終了から3年を経過しない者等)などであります。
2		海水浴場以外であっても、レジャー客が立ち入るビーチにあっては市町村等で積極的に安全対策を打ち出してもらいたい。	海水浴場以外のレジャー客が立ち入るビーチ(自然海岸)については、各関係機関・団体と連携を図り、海浜パトロールなどの安全対策を実施しているところです。 今後も、各関係機関等と連携を図り、引き続き、利用者の安全対策に努めます。
3	パドルボートの定義 及びパドルボート提供 業の新設について ※項目番号(3)	SUP資格導入の背景・目的・必要性を明確化し、理由について説明してほしい。他のマリンスポーツ(サーフィン等)が対象外である理由について示してほしい。 バドルボートのみの専門業者は必要だと考えるが、利用範囲が限定的な場合や緊急時に対応できる船舶等を常に配置している場合は、現行のままプレジャーボート提供業でよいと思う。 パドルに関するガイドについては、資格を発行する各指導団体が、新規事業者、参入者を妨げるような不要な規定を設けることがないようチェックがなされることを期待する。 多くの資格発行団体があるが具体的にどの団体か。また、その資格発行団体を指名する根拠についてはどのように考えているのか。 SUPガイド資格審査の公平性・信頼性を確保してほしい。試験官や審査担当者には、十分な技術・知識・経験を持つ人物を配置することが求められる。試験官の選定にあたっては実務経験や業界での評価を必ず反映させ、透明性のある体制を整備してほしい。 SUPガイドの民間資格について、試験内容の適切性や資格維持の基準など、改善策をあらかじめ明示し、十分協議がなされた上で決定してほしい。 SUPの専門技術・スキルがない者が発行するSUPライセンスでは、水難事故防止につながらないと思う。	いた操船方法等から特殊性を有しており、近年、水難事故が増加傾向にあります。 パドルボートに係る利用者の生命、身体及び財産を保護するためには、プレジャーボート (水上バイク、サーフボード等)からパドルボートを分離し、新たな業種として条例に規定する とともに、パドルボートに特化した事故防止等の措置、ツアーガイドにおける資格保有者による案内等を規定する必要があります。 他のマリンスポーツについては、プレジャーボート提供業として事故防止に係る所要の見直しを行うこととしています。 条例改正案におけるパドルボートに関するツアーガイド資格については、関係団体において認定・発行しているガイド資格のうち、公安委員会が求める資格基準に該当しているものと認められた資格とすることを予定しているため、あらかじめ団体を特定しているものではありません。 県警察としましては、健全なマリンレジャー環境を構築するため、資格基準及びガイド資格を認定・発行する団体の選定については、公正かつ適正に行います。

	パドルボートの定義 及びパドルボート提供 業の新設について ※項目番号(3)	資格を細分化することで費用や手間が増える(何種類も資格を取得しなければならない)ようであれば、多くの事業者は反対すると思う。 資格の取得や更新のための経済的・時間的負担が増えることへの配慮を要望する。	パドルボートに係る水難事故が増加傾向にある中、県内外のレジャー利用者に係る水難事故を防止するためにも、条例に規定する必要がありますので、ご理解をお願いします。なお、既存の事業者については、資格を持ったツアーガイドによる案内に関し、一定期間の猶予措置を検討しています。
3		改正は事業者を対象としているが、近年増加している「個人利用者」による事故リスクにはどのように対処するのか。	条例改正案では、個人利用者に対する水難事故の防止を図るため、海域レジャー事業者を利用しない遊泳者や、プレジャーボート又はパドルボートの操縦者に対して事故防止等に努める規定を設ける予定であり、そのうち、パドルボートの操縦者については、「気象、海象等により航行に危険が生じるおそれがあると認められるときには操縦しないこと」、「パドルボートを操縦する場合は、救命胴衣を着用すること」を規定する予定です。 県警察としましては、海域レジャー事業者を利用しない個人利用者に対し、引き続き、届出業者の利用を呼びかけたり、事故防止のための広報啓発活動を実施します。
4	事業届出の一括化及 び行政処分の対象範 囲の拡大について ※項目番号(5)	事業停止命令を受けた事業者が法人名や代表者名を変えて即座に 事業を再開したり、処分を受けた事業者がガイドとして別に活動を続けられる現状があるので、事業者単位の登録に加えて、ガイド個人の登録と管理が必要であると思う。	県警察としましては、健全なマリンレジャー環境を構築するため、違反時における公正かつ 適正な行政指導、行政処分等に努めております。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	海域レジャー事業者 等が行う事故防止等 の措置の強化につい て ※項目番号(6)	事業者が参加者から提出を受ける書類や署名(申込書、同意書、病歴書等)については、「紙媒体」だけでなく「デジタル(電子署名・電子フォーム等)」による方法も認められる旨を明記してほしい。	現行条例において、事業者における利用者からの書類(申込書、同意書、病歴等)や署名の受領方法は特に定めておりません。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	次 次 日田与(U)	「スノーケリング業の利用者に対して救命胴衣又はウェットスーツの着用が義務化」と規定されているが、スキンダイビングに関する規定が定まっていない現状で、スキンダイビング者に救命胴衣の着用義務は規定できないのではないか。提言書にも努力義務と記載されている。	有識者会議から提出された提言書に記載されている「事業者に係る事故防止等の措置に関し、利用者に対して救命胴衣等を着用させる義務を定めること。」「事業者の有無にかかわらず、マリンレジャーを行う者に対して救命胴衣等を着用する努力義務を定めること。」について、前半部分は事業者に対するものであり、後半部分は事業者を介さない遊泳者等に対するものです。 県警察としましては、改正条例案において、スノーケリング業者が行う事故防止等の措置と
		スノーケリング業の利用者に対する救命胴衣又はウェットスーツの着用の義務化に関して、スキンダイビングでは真夏におけるウェットスーツ着用は熱中症のリスクが高い。スキンダイビング業を独立した業種として追加してほしい。	して、「利用者に対して救命胴衣又はウェットスーツを着用させる義務」を規定する予定であるところ、当該業者の中でもスキンダイビングについては、海中に潜るという行為内容から同様の義務を履行することは困難との意見があります。 他方、このようなスキンダイビングの行為内容を踏まえれば、重大な水難事故が発生する可能性があることから、利用者の安全を守るため、利用者の健康状態や経験・技能等を確認
5		近年スキンダイビング(素潜り)が人気であり、スノーケリングと同じくらいの観光客数となっているが、水上安全条例におけるスキンダイビングの位置づけが曖昧である。 スキンダイビングのライセンスに着目し、潜水業に分類してはどうか。 しっかり分けて決めていかなければ、ライフジャケットを着て潜水すると言っていることになり矛盾する。	ます。 なお、スキンダイビング業を独立した業種として規定することについては、引き続き調査研究を行い、事業者の取組を確認しながら、事故発生状況を踏まえて更に検討することとします。 他のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
		スキンダイビングツアーでウェットスーツを着用させるという行為は、夏場温度が30度に達する地域では、非常に危険である。また、水着でスキンダイビングできない観光客はツアーから離れ、セルフで泳ぐようになり危険にさらされる。インストラクターにとって、安全を守るべきツアーから利用者が離れることは、事故につながる可能性が極めて高いと予想される。	はお、利用者から様々な要望を受けると思いますが、同利用者の安全を優先とした対応を 行うようお願いします。
		夏場のウエットスーツは熱中症や吐き気など体調不良のリスクを高めることがある。ライフジャケットは着け方や海況により、波の影響を強く受けて波酔いの原因にもなりうる。 よって、一律義務化ではなく、スキル教育・業者認定・啓発活動を中心とした安全対策を検討いただきたい。	

海域レジャー事業者 等が行う事故防止等 の措置の強化につい

※項目番号(6)

スノーケリングとスキンダイビングは似ているようではあるが、異なる 専門性やリスク管理方法があるので、スキンダイビングをスノーケリン グ業ではなく独立した業種として欲しい。

南国のマリンレジャーということもあり、利用者から水着で泳ぎたい、 撮影したいとの要望が多くあり、スキンダイビング(フリーダイビング)は 人気があり多くの利用者がいる。ウェットスーツ、救命胴衣の着用が義 務となった場合、これらの利用者は要望を果たせないことから事業者を 介さず個人のみで泳ぐ機会が増加すると思う。

多くの事業者は、スキンダイビングツアーでは人数制限を設け、安全に泳げるよう配慮しており、事前にスキンダイビングに関するスキル(耳抜きや潜り方、浮力体がない場合での体の浮かせ方など)を教え、練習をしてもらってからツアーに臨んでいる。利用者がウェットスーツを嫌がり事業者を解さないで遊泳することになれば、海況認識の甘さやスキル不足による事故も増える結果になるかと危惧する。

ハワイ、オーストラリア、モルディブなど世界の主要リゾートでは、ウェットス一ツの着用を義務化することなく、教育・ガイド体制による事故防止対策が標準的な方法とされている。ウェットス一ツ着用を一律義務化することは、①夏場の熱中症・脱水症のリスク増加②芸術表現や文化的活動(水中写真・映像等)への制約③観光地としての魅力低下(世界的には水着着用が一般的)④観光客及び事業者への経済的負担の増加などの課題が生じる可能性がある。

現状の水難事故は、知識や技術を持たない者が単独で行動している場合に多発していると思うので、①一律に規制を強化するよりも、許可制を導入する②現行のダイビングライセンス制度を活用し、ライセンス保持者を規制対象者とするなど、浮力体の確保よりも、根本的に水面水中での自己スキルや判断力を高めることが事故防止の近道だと思う。

スキンダイビング、フリーダイビングの需要が高まっている現在、SNS 等で水着でスキンダイビングの動画をアップしている人もおり、水着でス キンダイビングをしたい利用者がいることは事実である。

ウェットスーツの着用を義務化した場合、そのような利用者は事業者利用をやめ、個人でスキンダイビングを行い、個人で行う場合の事故が多発すると思う。個人で行うより、インストラクター、ガイドのもとで行うことが事故防止につながると思う。また、夏場にウェットスーツを着用した場合、熱中症のリスクも高くなる。

その他、ウェットスーツを着用した場合、ウェイト(重り)を着用することとなり、オーバーウェイトにより溺れる可能性がある。浮力体としてのウェットスーツ着用義務化であれば、スキンダイビング、フリーダイビングはそもそもしてはいけないことになるので、日本(沖縄)だけ世界から取り残されると思う。

ウエットスーツ等着用義務とすると、水着やラッシュガード等でツアーに参加できなくなる場合、インストラクターやガイド無しで、管理されていない海岸で入水する者が増え、事故が増えると思う。SNSなどの影響もあり、国内外問わず水着での撮影需要の増加もあり、沖縄の海洋レジャーの需要が増えていると思う。

インストラクター引率によるダイビングの推薦や、ツアー開催ショップの安全の取り組みを強化することが事故の減少につながると考える。
・フロート設置、携帯の義務化
・インストラクターに対しての人数比の見直し
・ダイビング協会等での安全対策アップデート義務化

5

海域レジャー事業者 等が行う事故防止等 の措置の強化につい

※項目番号(6)

海域レジャーにおける救命胴衣やウェットスーツの着用は、「義務化」 ではなく「推奨」に留めるべきだと考える。

スキンダイビングを行って写真撮影などを行っているが、浮力のあるウェットスーツを着用すると潜ることが困難になる。また、水着で自由に泳ぎたい旅行者等は、着用義務があるとツアーを避け、自己判断で海に入るおそれがある。事故はツアー参加中よりプライベートでの遊泳時に多く発生していると認識しており、この改定でツアー離れを招けば、水難事故はかえって増加する危険性があると思う。安全確保のためには、ライフガードの常駐やツアー参加の啓発活動のほうが効果的であると考える。改定により、水難事故を減らそうとする意図が、逆に事故増加につながるおそれがあることを理解してほしい。

スキンダイビングは自分の一息で水中に溶け込むのが魅力であり、ライフジャケットを着用していたらできないのはもちろん、ウェットス一ツの着用で自由度が制限されるデメリットがある。水着着用で水中撮影を望む利用者も多い。ウェットス一ツ着用が義務化されると、事業者を利用する者が減り、個人での事故が増えることが予想される。日本国内、世界でもウェットスーツ着用義務化は初めてであり、スキンダイビングを楽しみたい方の旅行先の一つから外される可能性も考えられる。スキンダイビング業が美別化されていない現状で

スキンダイビング業とスノーケリング業が差別化されていない現状では、スキンダイビングのウエットスーツの着用義務は慎重に検討すべき だと思う。

スキンダイビングのウェットスーツ着用義務化は一定の安全効果がある一方で、以下の5つのデメリットがある。

①厳格なルールに反発した一部利用者が、セルフダイビングに流れる可能性が高い。②観光客は「気軽な体験」を求めており、装備義務化は参加ハードルを上げ、沖縄観光全体にマイナスである。③ウェットス一ツ強制により、浮力調整が難しく、初心者が過剰なウェイトを使用し重大事故につながる可能性がある。④熱中症リスクが高まる。⑤強制着用による循環器系の過負担、肺水腫など重篤な事故につながるおそれがある。

条例改正の趣旨には賛同するが、スキンダイビングや小規模事業者 の現場実態を踏まえると、画一的な義務化よりも、教育・少人数制・機 材・訓練・地域連携といった多様な安全策を認める柔軟な条例設計が 望ましいと考える。

フリーダイビング、スキンダイビングは一括りにされがちだが、実際に はスノーケリングやダイビングとは異なる専門性やリスク管理があり、独 立した業種として認知・制度上に追加してほしい。

救命胴衣等の着用義務化で、「水着で泳ぎたい・撮影したい」という需要を満たせなくなり、ツアー参加を避け自己判断で泳ぐ人が増加する。 その結果、ガイドの安全管理が及ばない環境で泳ぐ人が増え、事故や 救助要請の増大につながる可能性が高い。

夏場のビーチェントリー型ポイントでは、水温30度を超えるため、熱中症・脱水症のリスクが高まり、環境条件によっては逆に危険を招く場合がある。

安全管理を徹底する業者のツアーでは義務化される一方で、管理の ない一般遊泳者には着用義務が課されないという矛盾が生じる。

スノーケリング業に関して、ライフジャケットやウエットスーツの着用義 務化に加えて、器材の使い方に関する練習や講習も義務化して欲し い。

5

6	関する規定について ※項目番号(7)	員を確保することは困難である。 現実的な代替案として、船上が無人になることを想定し、予備アンカー を投入してメインアンカーが切れても船が漂流しないようにするなどの	楽しむ利用者の生命及び身体を守るため、船上において利用者を監視し、体調不良等を訴える者を発見した場合は早期に引き上げて救助してもらいたいとの趣旨で規定することとしております。 なお、「船上における監視、救助要員の配置」は、一定の猶予期間を経て努力義務とし、事業者の取組を確認しながら、事故発生状況も踏まえて更なる対策の要否を検討することとしています。 他のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
7	遊泳者等の事故防止 措置の新設について ※項目番号(8)	一般遊泳者に事業者の遵守事項を強制する条文は、利用者の安全 意識向上どころか、責任転嫁の口実を与える危険がある。 安全配慮義務の一義的責任は、場所を提供・管理する側にあるので、 断固反対である。	県警察としましては、水難事故の防止及び事故発生時における迅速な人命救助を図るため、海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置を規定し、その実効性を確保するため、今回の条例改正において、海域レジャー事業者等から提供を受ける遊泳者(利用者)に対し、海域レジャー事業者等が定めた遵守事項等に従っていただく規定を検討しているところ、海域レジャー事業者等が海域レジャーを提供する以上は、利用者への安全対策に関する責任は当該海域レジャー事業者等にあるものと考えております。
8	する規定について ※項目番号(9)		

プレジャーボートの操」水上オートバイのタンデムシートに監視役を同乗させると操船が難しく 県内では、プレジャーボートの操縦者がゴムボート等をえい航中、同ゴムボートから落水し なり、落水したゲストの救助や転覆したバナナボートを元へひっくり返す た者に気付かず海面に置き去りにした事案や、ゴムボートを橋脚に衝突させ怪我を負わせた 縦者の遵守事項に関 する規定について 際も、2人だと復原操作が難しくなるため、監視役の同乗には賛成でき 事故、利用者どうしの身体がぶつかって怪我をした事故等が発生しています。 ※項目番号(9) ない。 プレジャーボートでゴムボート等をえい航中に操縦者とは別に見張りを行う者を配置するこ とについては、前述のような事故を防ぐため有効と考えますが、一律にこのような配置を義務 としなくても、例えば、プレジャーボートの航行に係る危険が生じるおそれのある方法や場所 でプレジャーボートを利用させないことを義務とすること等により安全性を高められると考えら |れます。 そこで一律に見張りを置くことを義務とはしませんが、プレジャーボート提供業者にあって は、プレジャーボートの操縦に関し、利用者の安全を守るためにも、経験の浅い者に操縦さ せる際は、必要に応じて同乗者による見張りを実施するなど必要な対策を講じていただくよう お願いします。 なお、プレジャーボートによるえい航時の事故防止等の措置については、引き続き、事業者 |の取組を確認しながら、事故発生状況を踏まえて更なる対策の要否を検討することとしま 水上オートバイによるトーイングの監視となると、同乗者は後ろ向きに 搭乗することになるが、この状態では後席の者は波の予測ができず、落 水事故が懸念される。 また、繁忙期の長時間の後方監視は身体的・精神的負担が大きいた め、一律の適用には不安がある。 8 操縦者とは別に見張りを行う者を同乗させることは、これまで以上に 人件費等相当な負担を強いることになるため、規制の一部緩和やプレ |ジャーボート提供業者への金銭的な補助等についても検討いただきた 水上オートバイでバナナボート等をけん引する際の見張りを行う者を 同乗させることについて、保護者と学校の安全安心を提供する必要が |ある修学旅行の場合と、利用者に気をつかわせないサービスの提供が 必要な一般のゲストで区別して欲しい。 操縦者が見張りをした上で、波浪やゴムボート等に乗る者のバランス 等を視認しつつ速度や進路を調整する必要があるため、見張りの同乗 者を乗せることで、操縦者から後方が見えにくくなり、同乗者への安全 配慮やバランス等で操縦者の負担が増えることが懸念される。 海況や技量、ゲストの状況に応じて行う安全対策の一つとして奨励す べき。もしくは、スタート時点に監視要員がおり、えい航するボートが見 える場合など、同乗しない場合の条件の設定を検討して欲しい。

9		いる。多くの事業者を指定すれば、指定を受けていない事業者も安全基	
10	罰則 ※項目番号(13)	パドルボードの操縦者の罰則について、プレジャーボートは動力があるので危険行為の状況が分かりやすいが、無動力のパドルボードをプレジャーボートと横並びで規定すると、危険かどうかの判断が難しいのではないか。 何かの拍子で当てはまることがないか不安だ。	一般的には、遊泳者等の付近を避け、安全に航行していれば、危険行為に該当する可能性は低いと考えているところ、動力、無動力にかかわらず、危険行為の該当性は、現場の状況等を踏まえて総合的に判断します。